

クラスター対策の変更

- 現在流行している新型コロナウイルスは、**オミクロン株の範囲内での変異**であり、**感染対策が大きく変更するものではない**。
- 感染力は高く感染者が多く確認されているが**重症となる者が減少**している状況であり、クラスター対策として**条例上の特別の措置を行う緊急性が少なくなっている**。
- このため、クラスター対策条例による対策から**新たなクラスター対策に移行**する。
移行日:3月27日(主な学校の修了式(3/24)の翌週から)

【移行後のクラスター対策の概要】

①高齢者施設・医療機関

- ・重症化リスクが高い者が多く入所・入院している**高齢者施設・医療機関の感染拡大防止対策は引き続き実施**
- ・県への報告等の事務作業を軽減し、施設における速やかな対策を進めていただく手法に変更
- ・PCR検査支援拡充(10/10補助) ➡ 当面継続

②保育所、学校等

- ・各施設の感染拡大防止対策のノウハウも出来つつある状況
- ・**自主的な対策に移行**(必要な助言、検査支援は、市町村とも協力しながら引き続き実施)

<クラスターの把握と公表>

- 上記①及び②の施設について、当面、**7日間で5名以上の陽性者が確認**された場合、**県へ報告**
※7日間以内に5名以上確認した時は、直ちに県へ報告
- **施設内感染と認められる者が5名以上確認された場合**は、当面、次の内容を定期的に**公表**することで調整中
公表内容(案)：**市郡別に、発生施設ごとに陽性者数・施設分類**を公表(施設名の公表なし)